これからの村造りは 村のスミからスミまで知る エネルギッシュに 現地調査に動く村長・村議会

!!村民のための村政!!……この言葉を実行するためには、村民の生の声の吸収そして部落の実態を知ることが第一だと村長はじめ、議員は、村長室、議場から飛び出して、村のスミからスミまで知り、各方面の住民の要望に応えようと現地調査を実施しています。

スカイライン現地調査

融雪と共に!!村道がドロ沼だ!!除雪のため田の中に小石を入れて春耕ができない!!さっそく社会土木委員がつぶさに村内道路をくまなく現地調査し、数日後に砂利を入れて補修するというスピード行政、更にロードグレーダーを購入し村道を整備し交通に支障をきたさないよう務めることになりました。また、総務文教委員は学校施設を調査して教育効果の向上について研究されている。

去る二十三日、村長議員は、弥彦スカイライン開発に伴って、改良の必要に迫まられている間瀬簡易水道の水源地調査、補償問題、スカイライン完成後の村としての観光資源開発と、間瀬トンネル～弥彦山頂～銅山跡ハイキングコースを徒歩でつぶさに調査した。この結果が議会において研究され、住民の要望に応えて行政も行なわれる。今後住民の皆さんはいろいろな意見要望があると思われるが、ドシドシ住民の声として申し入れてください。

遠く村を離れて働く、人兄、そして姉、妹に広報「いわむろ」を送ろう

郷土を離れて働いている皆さんごくろうさんです。この人達に郷土の広報「いわむろ」を送って励

あなたの声と村長室をパイプラインで結ぶ 部落懇談会 二ヶ月にわたって全部落で開催

村政について、広く村民の生の声を反映し、村行政を推進するために、夜七時三〇分より、各大字を巡回しています。気軽に出席し、村そして部落、発展のために!!あなたの声を村政に!!

村政に対する部落懇談会

六月日程

2	1 水	久保田	
3	2 木	猿ヶ瀬	
6	月	南谷内	
10	金	樋曽	
14	火	間瀬1～2	
15	水	間瀬3	
16	木	間瀬4～5	
17	金	間瀬6～7	
27	月	潟上	
28	火	白鳥	
29	水	西長島	
30	木	横曽根	
31	金	西船越	

春の交通安全運動はじまる

5月11日～5月20日

家族みんなで話し合いましょう

四十二年の県内死亡事故

一、酒よい運転をして（四十七人）
二、無理な追越をして（二十八人）
三、路上への飛び出しをして（十六人）

・酒を飲んだときは運転しない
・運転する人には酒はすすめない
・酒を飲んだ人には運転させない
・追越は正しい方法で
・いきなり路上へ飛びださない
・横断は車のとぎれたときに直角に左右を見て

"この悪戯"あなたではありませんか 旧間中校舎窓ガラスがコナゴナに

中学が統合されて旧間瀬中学校があいていますが、この校舎は海岸の空気の澄んだ環境に恵まれたところにあるため、今後の転用利用が期待されています。村としても検討中であり、村民の皆さんも期待していることと思います。村当局も充分管理していますが、いつともなく窓ガラスに小石を投げつけたり、校舎内に入って悪戯されて、荒されています。やめて下さいこんな悪戯は、ある町や村を訪ねて、その地域の住民を知るには、公共建物を見てその荒れ具合で、おしはかることができると言われている。この修理にも住民の貴重な税金が費いやされます。

交通事故相談所の窓口が企画課に

交通事故の被害を受けられた者やその家族がかかえているさまざまな、なやみや、困難な問題、について相談に応じそれらの解決についての指導や助言をいたします。

一頭四〇円で豚コレラの完全予防を

四月から豚コレラ予防注射料を一頭について四〇円飼育者から負担してもらうことになりました。

豚コレラの予防注射は本来、全額飼育者が負担すべきものですが、法定伝染病であり、これが村内に発生すると村内の豚は全部異動禁止されて、明日出荷しょうとした豚も出荷できなくなります。発病した豚は獣医師が全部殺処分することになって、その損害は、はかり知れないものになります。伝染病予防と畜産振興の立場から注射料の全額を村が負担して来たのですが、四月から県の注射手数料が仔豚一頭について六十円が百円に改められました。村は従来通り一頭について六十円を負担するので飼育者から四十円を負担してもらって、恐ろしい豚コレラから豚を守ろうというわけです。

昨年の暮れから今年の始めにかけて、黒埼村、新潟市を始め県内に豚コレラが大発生して養豚農家は大被害を受けています。四月中旬には北蒲原でまた発生しています。豚コレラが村内に発生しては、すでにおそいのです。病気を寄せつけないように、もれなく予防注射を実施し、注射ずみのものを飼育するようつとめて下さい。

もち米加算は一俵六百十円

昭和四十三年に生産されるもち米加算金は六十俵当り次のように改められる見込です。これは昨年より五十円高くなっています。

一等・二等	六一〇円
三等	五八〇円
四等・五等	五五〇円

これからの村の未来を描く

総合開発特別審議会委員きまる

村の総合的な開発方策を究明すると共に、住民の意見を集約し、これが発展への足がかりとし、村行政に反映せしむるために次の各方が委嘱されました。

岩室村総合開発審議会名簿

四・四・二九

委員　金池　高橋恒夫・石瀬　本間清・石瀬　小島ヨキ・岩室　後藤直方・岩室　佐藤悦夫・樋曽　寺沢茂樹・栄徳永千代枝・橋本　後藤守・久保田　有坂千代美・猿ヶ瀬　高橋鉄男・南谷内　金川英二・北野　樋口多禄・夏井　遠藤福太郎・西中　竹内正美・潟上　藤田幸一・白鳥　堀越徳治・西長島　山県信栄・横曽根　菅井金四郎・西船越　大森正一・新谷　山崎敏英・油島　阿部清・高畑　岡島一雄・間瀬三区　田中四郎・間瀬五区　篠原スイ・間瀬六区　鈴木鴻司・原　大岩仁・津雲田　月岡登・富岡　金子正義・高橋　大関幸男・和納一区　斎藤清・和納一区　早川喜三郎・和納三区　佐藤幸男・和納三区　坂下恵一・和納四区　星野庚造・和納六区　田中勝衛・和納七区　石川利衛・和納八区　月野みな

参与　商工会事務局　有坂富三郎

新潟日報巻支局　山下貫司　西蒲新報社　本間昭一　下越新聞社　湯田一志

顧問　村議会議長　本間十郎　村議会副議長　山本芳太郎　総務文教委員長　堀越与志男　農林水産委員長　山上一夫　社会土木委員長　樋口栄作　観光商工委員長　篠原治蔵　岩室区長会会長　本間八十太郎　和納区長会会長　早川喜五郎　岩室村農協組合長　寺沢一雄　和納農協組合長　大岩安平　間瀬農協組合長　田中一郎　岩室商工会会長　五十嵐寛一郎　間瀬漁協組合長　本間五右ェ門　岩室酪農組合長　小林甲一　土改岩室出張所長　斎藤綱

滞納には差し押えも 正直者がバカみないように

四、五月は昭和四十二年度村税収納整理期間であります。納税者のみなさんのご理解と関係者のご協力により、納税成績が年々高められていることは村勢発展のため、まことに喜ばしいことであります。出納閉鎖期を迎え納税成績も一〇〇%まで、いま一歩であり若干の未納があるということは残念なことであります。未納者にはそれぞれの事情があることと思われますが、何としても完納まで努力してもらわねばなりません。とくに五月は滞納税金の一掃をめざしてきびしく強制執行を実行する方針であります。月末までどうしても完納出来ない場合はその理由と納税予定申請を役場税務課まで申出て下さい。納税完納の明るい村づくりに一層のご理解とご協力を下さるようお願いします。

住民税・事業税改正される

住民税及び諸税の一部改正個人の住民税や諸税及び個人の事業税をいくらかでも軽減するため「地方税法の一部改正する法律」が施行されました。今年度の課税について関係ある改正点次表のとりです。

○原動機付自転車等の課税の取扱いについて

(1)、賦課期日に原動機付自転車等を取得した場合は課税する。

(2)、賦課期日後において原動機付自転車等を取得した場合は課税しない又廃車した場合還付しない。

(3)、賦課期日に原動機付自転車等の主たる定置場を移動させた場合には移動後の主たる定置場所在の市町村において課税する尚軽自動車及び小型特殊自動車（農耕作業用自動車除く）の取扱いは従前通り月割課税の方法で課する。

注（賦課期日＝毎年四月一日）（原動機付自転車等＝バイク125cc以下、耕耘機トラクターテイラー等）

一，個人の村県民税

(1)　個人の村，県民税の所得控除額

項目	改正	現行
基礎控除	11万円	10万円
配偶者控除	9万円	8万円
配偶者控除がない場合の第1人目	8万円	7万円
扶養控除	5万円	4万円
扶養控除	6万円	5万円
障害者，老年者，寡婦，勤労学生控除	8万円	5万円
特別障害者控除	新設	—
小規模企業共済掛金控除	2万5千円	2万2・5百円
生命保険料控除の最高限度額		
配偶者控除，扶養控除の適用条件である所得限度額を給与所得等について	10万円	5万円
児童福祉法による里子	扶養親族	—
専従者控除の限度額（青色）	17万円	12万円
〃（白色）	11万円	8万円
障害者，未成年者，老年者又は寡婦についての非課税の範囲	年所得28万円	年所得26万円
	43年度～48年度	
肉用牛の販売（担税特別措置法）	非課税	—

二，事業税（県税）

(1)　事業主控除額　27万円

(2)　事業専従者控除限度額

項目		改正	現行
専従者控除の限度額	青色	17万円	12万円
	白色	11万円	8万円

目でみる村勢
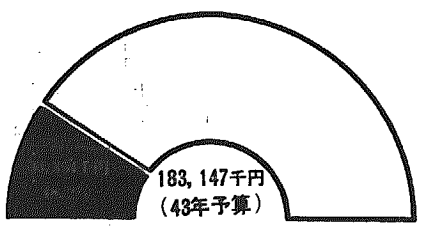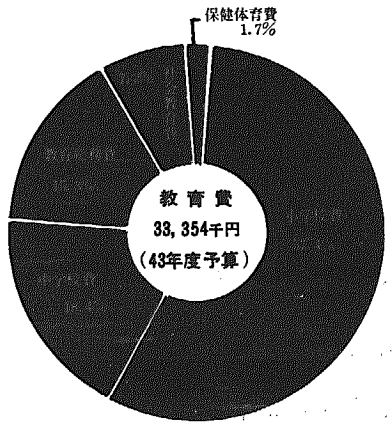
一般会計の中で教育費のしめる割合